

# 健康づくり課からのお知らせ

●子宮頸がん・乳がんの集団検診が9月2日(金)から始まります！

子宮頸がんは、子宮の入り口(頸部)に発生するがんで、最近では20代から30代で発生するケースが増加しています。乳がんは、30代後半から40代にかけて急増し、女性の9人に1人がかかると言われていています。

子宮頸がん・乳がん共に早期の段階では自覚症状が少ないと言われていますが、定期的に検診を受けて、早期に見つけることが大切です。

※検診期間中の初日および最終日は混み合うことが予想されます。※乳がん検診は女性技師が行います。



○託児日を受けました  
がん検診を受けている間、保育士がお子さんをお預かりします。検診の順番が来るまで、おもちゃ図書館で母さんとお子さんが一緒に遊びながらお待ちいただけます。

※今年度より、託児利用には予約が必要になります。ご利用時には健康づくり課までご予約をお願いします。

●注意事項  
・新型コロナウイルス感染拡大防止対策をとり、安全に配慮して実施します。  
・マスクを着用してください。  
・発熱など体調が優れない人は、検診をお断りさせていただきます。  
・新型コロナウイルスの影響により予告なく、中止となる場合があります。

託児日(バスに乗車中のみお預かりします)

日程	受付時間	会場
9月14日(水)	午前 9時~11時	葦山福祉・ 保健センター
9月30日(金)		
10月17日(月)		
10月18日(火)		
10月24日(月)		

※要予約、託児料金は無料  
対象/6カ月~就学前の子ども

●大腸がん検診  
精密検査費用を助成します

大腸がん検診の結果が陽性になった人は、早めに精密検査(全大腸内視鏡検査)を受けましょう。精密検査は、保険診療です。

今年度は、精密検査費用として支払った分の半額(3,000円まで)を、市が助成します。

対象/次の①②両方に当てはまる市民  
①市の成人健康診査で大腸がん検診を受けた結果、陽性(要精密検査)と結果が出た人  
②精密検査(大腸内視鏡検査)を受けた人

申請/精密検査を受けた後、次の①②⑥を用意し、できるだけ早く健康づくり課で手続きをください。書類の審査後、助成金が支給されます。  
【申請に必要なもの】

- ①大腸がん検診精密検査費用助成金交付申請書兼請求書(要精密検査の人には、市の大腸がん検診結果と一緒に送っています)
- ②精密検査を行った医療機関が発行した領収書原本
- ③診療明細書など(精密検査内容が確認できるもの。領収書と一緒に発行されます)

④市の検診結果(要精密検査であるとわかるもの)  
⑤振込先口座の通帳(申請者本人の名義)  
⑥印鑑  
※②③を紛失した人は、申請できません。

●子どもの予防接種はお済みですか？

年長児・小学6年生の保護者の皆さん、お子さんの予防接種はお済みですか？接種していないお子さんは、令和5年3月31日(金)までに接種を完了してください。

【予防接種の種類】

○麻しん風しん混合2期  
対象/平成28年4月2日~平成29年4月1日生まれ(年長児)

○二種混合(ジフテリア・破傷風)  
対象/平成22年4月2日~平成23年4月1日生まれ(小学6年生)

※対象者には4月に個別通知をしています。  
※次の人は、事前に手続きが必要です。  
・保護者(父か母)が母子健康手帳を持って、健康づくり課で手続きをしてください。  
・予防接種予診票(無料接種券)を紛失した人  
・転入などで、予診票を持っていない人

## 9月1日~10日は屋外広告物適正化旬間 ~守ろう！伊豆の国市のまち並みと景観~

岡都市計画課

屋外に表示・設置される看板やのぼり旗などの広告物は、まちのにぎわいを作る一方で、景観を損ねたり、落下などにより人に危害を及ぼす恐れもあります。国土交通省では、9月1日~10日を屋外広告物適正化旬間と定め、良好な景観形成のための意識啓発などを推進しています。期間中は、市でもパトロールを実施し、簡易的な違反広告物の撤去などを行います。

### 屋外広告物のルール

○屋外広告物とは…

- 次の①~④の要件をすべて満たしているもの
- ①常時または一定の期間継続して表示されるもの
  - ②屋外で表示されるもの
  - ③公衆に表示されるもの
  - ④看板、立看板、はり紙、はり札のほか、広告塔、広告板、建物その他の工作物などを利用して掲出、表示されるもの

▶屋外広告物の一例



○屋外広告物を表示・設置してはいけない「物件」や「地域」および「禁止広告物」があります。

○屋外広告物の表示許可について、市内を区分した地域ごとに屋外広告物の基準があります。  
※詳細は市HP「屋外広告物について」をご覧ください。



▲市HP

### 屋外広告物の安全管理

○管理義務について

屋外広告物の表示者や管理者などは、広告物または掲出物件の必要な管理を行い、良好な状態を保持することが義務付けられています。日常的な安全確認や定期的な点検を行い、広告物の安全管理を徹底しましょう。

○点検について

近年、適切に管理されていない屋外広告物が落下する事故が相次いで発生しています。屋外広告物の表示者や管理者などは、広告物または掲出物件を、**3年ごとの許可更新時に総合点検**しなければなりません。

※市内における屋外広告物の表示・設置には多くの場合許可申請が必要です。申請をしていない場合や新たに設置を検討する場合は、都市計画課まで問い合わせください。

ステキな景観は  
ステキな看板から！



## 新しい重度障害者(児)医療費助成金受給者証 を送付します

障がい福祉課  
☎0558-76-8007 FAX 0558-76-8029

現在お持ちの重度障害者(児)医療費助成金受給者証は、9月30日(金)で有効期限を迎えます。10月1日(土)から使用する受給者証については、受給要件を確認した後、9月下旬に郵送します。  
なお、申請時に登録した、加入医療保険、振込先金融機関、住所、氏名を変更した場合、変更手続きが必要です。随時、変更の届出をお願いします。

